

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根原子力発電所 保安規定）【2】
2. 日時：令和5年3月7日 13時30分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、福原管理官補佐、皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官、義崎上席安全審査官、岩崎安全審査官、伊藤原子力規制専門員
実用炉監視部門

志賀上級原子炉解析専門官、浅野上席監視指導官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他8名

東京支社 電源グループ マネージャー 他8名*

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ 副主幹*

東北電力株式会社

原子力部 原子力運営 担当*

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ チームリーダー 他1名*

中部電力株式会社

浜岡原子力発電所 総括・品質保証部 品質保証グループ スタッフ副長*

北陸電力株式会社

原子力部 原子力発電運営チーム 副課長 他2名*

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 部長 他1名*

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長代理 他1名*

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和5年3月1日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【新規制基準への適合性確認に係る保安規定変更認可申請（補正）の概要】

- 原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しに係る申請概要について、整理して説明すること。
- 廃止措置計画の審査会合にて示した今後の保安規定申請予定（参考資料）について、今回の補正との関係を別途説明すること。
- 保安規定変更に係る説明事項の整理にあたっては、運用上の相違も含めた先行プラントとの相違点を抽出できるように整理して説明すること。
- 火山影響等発生時の体制の整備について、先行 BWR プラントとの対策の相違点、保安規定で確認すべき事項等を整理して説明すること。
- 火山影響等発生時の体制の整備に係る実用炉規則第 83 条第一号ロ(2)、(3)に係る対応における 24 時間後の注水及び除熱について、説明すること。
- 原子炉隔離時冷却系ポンプのサーベイランスについて、運転中の主蒸気を使用する場合と所内蒸気を使用する場合の相違点を明確にするとともに、制御回路を除外する必要性について具体的な説明を検討すること。あわせて有効性評価で設定した解析条件との関係を明確にすること。

【原子力安全文化の育成及び維持活動体制の見直しについて】

- 安全文化の監視評価とは何か説明すること。また、この安全文化の監視評価に関連してこれまでに実施されている活動の内容、及びその活動を今回の改正によってどのように変更するのか、について説明すること。
- 安全文化の育成および維持について、他社と異なり、保安規定の第 3 条以外に第 2 条の 3 にも規定されているが、その考え方及び、各々の条の規定内容の関係を説明すること。
- 特重非公開ガイドの誤廃棄事案を踏まえた監視評価機能の強化を目的として、監視評価グループを設置することと、原子力強化プロジェクトの機能を本社の電源事業本部に統合し一元化することについて、それぞれにどのような効果を期待しているか整理して説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和 4 年 3 月 23 日 第 73 回原子力規制委員会 配布資料 2）を踏まえ、一部対面で開催した。

6. その他
提出資料：
なし